

岩手県告示第494号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
花巻市太田第20地割	25番	畑	2,051
花巻市太田第49地割	198番	田	1,532
花巻市太田第49地割	199番 1	田	736
花巻市太田第50地割	214番	田	2,922
花巻市太田第50地割	237番	田	1,950
花巻市太田第50地割	238番	田	1,960
花巻市太田第50地割	239番	田	1,956
花巻市太田第50地割	240番	田	1,933
花巻市太田第55地割	226番	田	2,851
花巻市太田第55地割	227番 1	田	2,456

（2） 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	5年間	101,735円

（3） 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

（4） 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年7月7日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（5） 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

（6） その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。

2（1） 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
花巻市轟木6地割	417番 1	田	2,000
花巻市轟木6地割	418番	田	3,224
花巻市轟木6地割	419番 1	田	2,565

（2） 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	5年間	38,945円

（3） 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年7月24日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。

3(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	127番1	田	1,353
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	128番	田	1,671
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	129番	田	462
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	130番	田	1,622
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	131番	田	1,402
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	132番	田	1,547
花巻市石鳥谷町猪鼻第3地割	133番1	田	1,792

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	5年間	49,245円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年7月7日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。

4(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
久慈市宇部町第14地割	294番地2	田	1,017

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	3年間	3,051円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年7月17日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局二戸支局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局二戸支局において、補償金の還付を受けることができる。

5(1) 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
紫波郡矢巾町大字太田第14地割	218番	田	2,962
紫波郡矢巾町大字太田第14地割	219番	田	3,010
紫波郡矢巾町大字太田第14地割	220番	田	2,899
紫波郡矢巾町大字太田第15地割	290番2	田	326
紫波郡矢巾町大字太田第15地割	291番	田	2,604
紫波郡矢巾町大字太田第15地割	298番	田	2,282

(2) 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	5年間	77,450円

(3) 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

(4) 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年7月17日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

(5) 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

(6) その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。